

議第15号議案

ライドシェアへの適切な対応及び安心・安全で利便性の高いタクシー利用の実現に関する意見書の提出

ライドシェアへの適切な対応及び安心・安全で利便性の高いタクシー利用の実現に関し、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成29年3月24日提出

建築・都市整備・道路委員会

委員長 黒川 勝

ライドシェアへの適切な対応及び安心・安全で利便性の高いタクシー利用の実現に関する意見書

タクシーは、バスとともに市民等にとって身近な交通機関として、日常生活や経済活動等を支える役割を担ってきた。さらに現在は、高齢者、移動に制約のある方や、妊産婦なども含め、すべての方々が自由に移動できる公共交通機関として「ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)」の取り組み等を進めている。

このような中、政府においては、昨年7月にシェアリングエコノミー検討会議を設置し、自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービス（いわゆるライドシェア）を含めた検討を行っている。さらに、本年2月には、規制改革推進会議について「ライドシェアの解禁に向けた議論を始めた」と報道されている。

このライドシェアについては、道路運送法に抵触するタクシー類似行為（白タク行為）に該当するとの指摘があり、また、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かず自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題が生じる懸念が指摘されている。

一方、タクシー業界では、「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会特定地域計画」が昨年12月に認可され、タクシーの供給削減措置と併せた需要活性化策を行うことにより、タクシー事業の適正化と活性化に向けた取り組みを実施していくこととしている。

よって、国におかれては、大都市における安心・安全で利便性の高い地域交通の観点から、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 ライドシェアは、利用者の安心・安全に極めて大きな懸念のある業態であり、その検討も含めて適切かつ慎重に対応すること。
- 2 公共交通の役割を担っているタクシーを、より安心・安全で利便性の高い交通機関として利用できるよう、必要な諸施策を講ずること。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）

} 宛て

横浜市会議長

梶村充